（空港脱炭素化推進協議会）

第二十六条　空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他の空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「空港脱炭素化推進協議会」という。）を組織することができる。

2　空港脱炭素化推進協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者

二　指定空港機能施設事業者、航空運送事業者その他の当該空港において航空機の運航に関する事業を行う者

三　空港脱炭素化推進計画に記載しようとする空港脱炭素化推進事業を実施すると見込まれる者

四　関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者その他の当該空港管理者が必要と認める者

3　第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5　指定空港機能施設事業者及び航空法第百三十一条の二の八第四項に規定する認定航空運送事業者は、空港脱炭素化推進協議会が組織されていない場合にあつては、空港管理者に対して、空港脱炭素化推進協議会を組織するよう要請することができる。

6　空港管理者は、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

7　第二項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員でないものは、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者に対して、自己を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8　前項の規定による申出を受けた空港管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

9　空港脱炭素化推進協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

10　空港脱炭素化推進協議会において協議が調つた事項については、空港脱炭素化推進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

11　前各項に定めるもののほか、空港脱炭素化推進協議会の運営に関し必要な事項は、空港脱炭素化推進協議会が定める。

（航空法の特例）

第二十七条　認定空港管理者が第二十五条第三項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。）を受けた空港脱炭素化推進計画（以下「認定空港脱炭素化推進計画」という。）に従つて空港脱炭素化推進事業を実施するため航空法第四十三条第一項の許可を受けなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

（国有財産法の特例）

第二十八条　国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を空港脱炭素化推進計画（国土交通大臣が作成したものに限る。）又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができる。

2　国有財産法第二十三条から第二十五条までの規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。

3　第一項の規定による貸付けの期間は、三十年以内とする。

（指導及び助言）

第二十九条　国は、認定空港管理者又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に対し、当該認定空港脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定の取消し）

第三十条　国土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進計画が第二十五条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定空港脱炭素化推進計画に従つて空港脱炭素化推進事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

附則第三条第三項中「第二十七条」を「第三十四条」に、「第三十一条」を「第三十八条」に改める。

附則第五条第一項中「第三十二条及び第三十三条」を「第三十九条及び第四十条」に改め、同条第二項中「ときは」を「場合には」に改め、同項第三号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同項第四号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第三項中「罰金刑」を「刑」に改める。

附則第八条（見出しを含む。）中「第二十九条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条第七項中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条第十四項中「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とし、附則第五条の次に次の一条を加える。

（共用空港における空港の脱炭素化の推進）

第六条　第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定は、当分の間、共用空港について準用する。この場合において、第二十四条第一項、第三項、第五項及び第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項中「その管理する空港」とあるのは「附則第二条第一項に規定する共用空港」と、第二十六条第一項、第二項第一号、第三項及び第五項から第八項までの規定中「空港管理者」とあり、並びに同条第二項第四号中「当該空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十八条第一項中「空港脱炭素化推進計画（国土交通大臣が作成したものに限る。）又は認定空港脱炭素化推進計画」とあるのは「附則第六条において準用する第二十四条第一項の規定により国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画」と読み替えるものとする。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第三条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第三十二条第一項」を「第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項に、「、及び」を「、並びに」に、「第三十三条」を「第四十条」に改め、同条第二項中「第三十二条の」を「第三十九条の」に、「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第三十九条第三号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第四号中「第三十二条第二項の」を「第三十九条第二項の」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第四条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「規定する国管理空港運営権者」の下に「（以下「国管理空港運営権者」という。）」を加え、「とし」を「と、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあるのは「国管理空港運営権者、指定空港機能施設事業者」とし」に改め、同条第二項中「第三十二条及び第三十三条」を「第三十九条及び第四十条」に、「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第十三条中「第三十二条第一項」を「第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項」に、「第三十三条」を「第四十条」に改める。

第十九条第九号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条第十号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に改める。